

構造物工（橋梁上部）（積算編）

秋田県ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部））実施要領（積算編）

1. 適用範囲

1-1 本資料は、3次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下、構造物工（橋梁上部）（ＩＣＴ））に適用する。

1-2 この実施要領（積算編）は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 適用工種

橋梁上部

コンクリート橋上部

3. 3次元設計データの作成費用

3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来型管理・3次元データ納品の費用・外注経費等の費用

構造物工（橋梁上部）（ＩＣＴ）における出来型管理は、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。

附 則（令和6年9月11日技管－411）

この実施要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和8年1月13日技管－694）

この実施要領は、令和8年2月1日から施行する。